

# 食品安全委員会企画等専門調査会

## (第13回) 議事録

1. 日時 平成27年1月30日(金) 14:00～16:58
2. 場所 食品安全委員会中会議室(赤坂パークビル22階)
3. 議事
  - (1) 平成26年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
  - (2) 平成27年度食品安全委員会運営計画について
  - (3) 平成26年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成27年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について
  - (4) その他
4. 出席者
  - (専門委員)

川西座長、有路専門委員、石川専門委員、大澤専門委員、大瀧専門委員、鬼武専門委員、神村専門委員、藏内専門委員、小出専門委員、迫専門委員、高岡専門委員、田崎専門委員、民野専門委員、坪田専門委員、局専門委員、戸部専門委員、中本専門委員、藤原専門委員、堀口専門委員、山根専門委員、山本専門委員、渡邊専門委員
  - (専門参考人)

横田専門参考人
  - (食品安全委員会)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、上安平委員
  - (事務局)

姫田事務局長、山本総務課長、関野評価第一課長、山本評価第二課長、植木情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、野口リスクコミュニケーション官、高崎評価調整官
5. 配布資料

- 資料 1 - 1 平成 26 年度「自ら評価」案件の決定までのフロー
- 資料 1 - 2 企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方
- 資料 1 - 3 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項
- 資料 1 - 4 平成 26 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について（案）
- 資料 2 平成 27 年度食品安全委員会運営計画（案）
- 資料 3 - 1 平成 26 年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）
- 資料 3 - 2 平成 27 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）

## 6. 議事内容

○川西座長 それでは、ただいまから第 13 回「企画等専門調査会」を開催いたします。

本日は 22 名の専門委員、1 名の専門参考人が御出席です。

食品安全委員会からも 5 名の委員が御出席です。

なお、本日は 7 名の専門委員が欠席でございます。

それでは、事務局のほうから資料確認をお願いします。

○山本総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は 7 点でございます。

資料 1 - 1 「平成 26 年度『自ら評価』案件の決定までのフロー」。

資料 1 - 2 「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」。

資料 1 - 3 「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」。

資料 1 - 4 「平成 26 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について（案）」。参考 1、参考 2 をつけてございます。

資料 2 「平成 27 年度食品安全委員会運営計画（案）」。

資料 3 - 1 「平成 26 年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）」。

資料 3 - 2 「平成 27 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）」でございます。

このほか、食品安全キッズボックス総集編を席上配布しております。

また、鬼武専門委員から資料が提出されておりますので、あわせて配布をしております。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○川西座長 議事進行に伴って何かお手元がないようでしたら、おっしゃってください。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基

づく事務局における確認の結果を報告してください。

○山本総務課長 事務局において平成25年11月28日の企画等専門調査会の資料1-3及びその後提出された確認書を確認しましたところ、同委員会決定に規定する事項に該当する専門委員はいらっしゃいません。

○川西座長 御提出いただいた確認書について相違はなく、ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○川西座長 特に異議がないようですので、次に進ませていただきます。

では、議事(1)「平成26年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について」の議論を開始させていただきます。

昨年12月の第12回企画等専門調査会では、案件候補について絞り込みを行って、食品添加物や食物アレルギー。2つめはノロウイルス、これはカンピロバクターと一緒に言ってもいいような扱いかと思います。次はかび毒(フモニシン)です。それからいわゆる健康食品の5件について、継続審議にしました。

案件候補の選定に移りたいと思います。前回の調査会で絞り込まれた5件についての説明を聴取した上で御議論をいただき、食品安全委員会へ報告する案件を決定したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○植木情報・勧告広報課長 情報・勧告広報課の植木でございます。

それでは、お手元の資料につきまして御説明いたします。資料1-4「平成26年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について(案)」でございまして、基本的には前回の会議で御報告したものと同じでございますので、同じところは割愛させていただきます。

1 ページ、食品添加物や食物アレルギーでございます。前回と同じでございます。

2 ページ、ノロウイルスでございまして、これも前回と同じでございます。

3 ページ、カンピロバクター・ジェジュニ・コリでございまして、これも前回と同じでございます。

4 ページ、かび毒(フモニシン)。このページに関しましても、前回と同じでございます。

5 ページ、いわゆる健康食品でございます。これは右側の参考資料のところに追加してございます。下線部のところが追加ですので、簡単に御報告させていただきます。

「(10) リスク管理措置等」でございます。消費者委員会ですけれども、内閣府令で新た

に定める食品表示基準についての答申がございまして、消費者の安全性について以下のように記載ということで、食品の新たな機能性表示制度に関する検討会報告書でございますが、下のほうですが、「消費者の安全確保の観点から食品安全委員会の知見を活用することが有効な場合には、積極的に連携を図ること」ということが書かれてございます。

右の「(13) 備考」でございます。健康食品につきましては、近年、流通量が増加してございまして、健康危害のリスクも懸念されていることから、健康食品全般の安全性につきまして、当委員会としての見解を取りまとめることが必要と考えてございます。

先ほど(10)のほうで御説明しました機能性表示食品につきましては、消費者庁と連携しまして、必要な対応を行うということでございます。

6 ページ、これはその続きでございまして、ここも前回と同じでございます。

その次が、参考1「食物アレルギーの健康影響評価に関する知見の状況」でございます。

「1. 欧州における食物アレルギー表示対象」でございます。欧州では、有症率、食品としての利用状況、病状の重篤性や交差反応等を総合的に判断して、以下の14のアレルゲンを規定してございます。

先般、御指摘のございましたEFSAの食物アレルギーの評価書ですけれども、2014年11月に科学的意見書として出してございまして、これは内容は参考文献約1,500を整理をしたものでございます。

目的は書いてあるとおりですけれども、1つ目のポツで、各アレルゲンに関する文献のレビューを行ってございます。アレルギー閾値の設定方法のレビューですけれども、これも方法論を書いてはございますけれども、個々のアレルゲンについて、それを適用しているということではございません。受け入れ可能なリスクのレベルを決定するのはリスク管理機関であって、EFSAの権限ではないということ。私ども食品安全委員会のほうでも調査事業を行ってございますので、私どものリスク評価というよりは、むしろ調査事業を丁寧にやったというような印象ですが、情報としてはかなりのものがございまして、非常に参考になるものでございます。

「3. 食品安全委員会における調査・研究事業について」でございます。今年度から2年間で実施してございます。新規アレルギーとアレルギー様反応に関するこれまでの国内外の研究や調査の結果、疫学情報、海外における取り組み等を収集して、その状況を分析するというところで、今、取り組んでいるところでございます。

裏側のページですが、これは毎週火曜日に開催している食品安全委員会で主なハザードを御紹介してございまして、先ほど御説明しましたEFSAのアレルギーに関するレポートについて、そこで御紹介してございましたので、それを記載したものでございます。これは内容がダブりますので、説明は省略させていただきます。

参考2「かび毒『フモニシン』に関する知見の状況」でございます。

「1. 危害状況について」ですけれども、フモニシンは世界各地のトウモロコシから高頻度、高濃度に検出され、最近ではトウモロコシ加工食品を主食とする国・地域では、新

生児の神経管に関する催奇形性の観点から注目されているというものでございます。

2が食品安全委員会で評価したかび毒でございますが、一番最後の行ですけれども、フモニシンにつきましても上述の既存評価と同様に評価が可能と考えてございます。

3がこれまで実施した調査でございます。最初は食品安全委員会で文献収集をして調査事業として取りまとめてございますし、厚生労働省、農林水産省のほうでいろいろと実態調査をやっていると。あるいは一番最後のところでは、既に農水省で低減技術の開発も行っているということが記載されてございます。

「4. 今後必要とされること」でございます。フモニシンの健康影響評価を実施することになった場合には、これらの知見に加えまして、私どもの調査事業を活用しまして、国際機関・諸外国等の評価書及び文献につきまして、近年の文献も含めて、さらに詳しく収集・翻訳・分析・整理を行うとともに、これまでに厚生労働省、農林水産省が調査を行ってございますけれども、さらに必要なものがあれば、補完的な調査を行うことが必要ということが書かれてございます。

以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

最初に出席状況の中で、出席予定の堀口専門委員と石川専門委員が遅れてくるということで、今まだ来られていません。それを一応確認しておきます。恐らく議事進行の中で来られると思いますので、議事はそのまま進行させていただきます。

今、事務局から説明のあった案件候補ごとに一つ一つ、御質問あるいは御意見を伺いたいと思います。順番はここに挙げている順番でやりたいと思います。

それでは、1番目、もともとの表ではNo.3ですけれども、食物アレルギーの問題に関して、御質問あるいは御意見はございますでしょうか。特に鬼武専門委員のほうからはペーパーでも御意見を出していただいておりますから、適当なときにそれを説明していただければと思います。この御意見を含めて、もしありましたら、まずは今の資料の質問から始めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

前回は御指摘いただいたように、食物アレルギーのほうはヨーロッパ、EFSAがこういう形でリスク評価ということではないですけれども、調査の段階でこういう形でデータの蓄積をしているところだと。ですから、問題意識はあるというような段階のようでもありますけれども、いかがでしょうか。

藤原専門委員。

○藤原専門委員 アレルギーというのは非常に複雑で、単なる即時型アレルギーだけではなくて、いろいろな関与をしているということで、このアレルゲンの種類はものすごくたくさんあるように思います。重篤度もその人によって、すごく差があったり、体の状況とか体調によっても非常に出方が違って来たり、精神的なものが関与して来たり、いろ

いろな複雑なそういう要素があるのですが、どこまでそこら辺を整理させていくかというのは、私はわかりづらいなと思って見ていました。

○川西座長 ありがとうございます。

今の御意見は、こういうリスク評価の対象としては難しいだろうなというような御意見と捉えてよろしいでしょうか。

○藤原専門委員 そうですね。

○川西座長 調査をしたり、もう少し情報整理をしたりするというような観点で見たら、いかがですか。

○藤原専門委員 どれくらいのもを出していくかによって全然違ってくると思います。一般の国民に出すわけですから、どのような出し方をしていくかと思い非常に難しいなと思いながら見ていただけのことですので、これが全くリスク評価に適さないというわけではないと思います。

○川西座長 どうぞ。

○有路専門委員 この自ら評価の中にも関係すると思うのですが、現在、表示が義務づけられている特定原材料もそうですが、これの分類について論理的な整理が明確に行われているようなものではないと思われま。例えば、エビとカニは基本的に生物学的に言うとはほとんど同じで、エビとカニも入るのだったら、ヤドカリもザリガニも入りますし、アレルギーという視点では昆虫類というのも極めてエビとかカニに近い仲間ということになります。事実、私も甲殻類アレルギーでして、私はエビとカニに重篤なアレルギーがあるだけではなくて、ローヤルゼリーにアレルギーがあります。

表示の中で要するにカテゴリーになるものがどこまで含まれるのかということのを正確に分類しておかないと、エビとカニと言ったから、実はそれ以外のものを使っているでも表示されないということになるので、そこの定義をしておくことがまず必要なのではないかと思います。

○川西座長 石川先生、今ちょうど自ら評価の議論に入って、資料説明は終わったところですが、上から順番に御意見を伺っているというところで、今は1つ目の食物アレルギーです。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○大澤専門委員 今、論議しているアレルギーの話で、資料を見ていくと、論点は、「食品安全委員会は常設的に」ということで書いてあり、「評価をした上でリスク機関が表示を検討する必要があると思います」とあります。そして「食品安全委員会としてリスク評価をするような部署が必要なのではないですか」という提言だと思います。

先ほど事務局のほうから御説明があった健康影響評価の試験の状況の3番のところで、26年度から2年間事業として研究をやっていますとありました。これは取り組み状況と収集した状況を分析した結果が出たときに、食品安全委員会としては、その結果をもとに何かアクションを起こすのかどうかということをお聞きしたいと思います。

この研究事業が終わった後に食品安全委員会が、自ら必要だと思えば、そのような部署を立ち上げたりとか、するのでしょうか。それとも、単にこれは研究評価として、まとめて出して終わりということなのではないでしょうか。

○植木情報・勧告広報課長 私どもの調査研究事業は、最終的には評価に活用するという狙いとしていますので、ダイレクトに次に評価に行くかどうかは別にしまして、評価に向けて中身を内部で十分蓄積しています。正直に申し上げて、今、行っている評価とは大分、アレルギーの場合には人によって違うとか、まだ作用機構もわからないとか、まずは出口としてどういう評価になるのかとか、そういうこともありますので、すぐに評価とはなりませんけれども、もちろん、そういうことを評価につなげるという意識はあります。ただ、ダイレクトに評価に行くかどうか、そこはわからないところがございます。

○川西座長 昨年からそうなのですけれども、自ら評価対象として、毎年選定しているものを選ぶということが1つ。もう一つは、そこまでの条件は熟していなくても、何らかの対応が必要なのではないかとということもつけ加えて、去年も少し議論をしましたが、今年はその点も本格的に議論をするということかなと。

ただ、どういう方針で取り扱うかところまでは、ここで決める話ではないかと思いますが、大きく分けると2つの種類の決定をできたらと思っているところです。

鬼武委員。

○鬼武専門委員 昨年、私どものほうから提案を上げましたので、その補足として意見をまず述べさせていただければと思います。参考1で、日本における食品表示の上で特定原材料7品目、先ほど有路さんから説明があったように、あとは特定原材料に準じる、要するに推奨の品目は20とあるのですが、これが現状では、多分リスク管理機関のところで過去の実態調査といえますか、健康被害原因物質をアナフィラキシー重篤性とか、そういう順位づけをして審議会で審議をしているという流れになっているのが現状です。

私は理想的には、将来的にはこういう問題については、要するにアレルギーというのは安全性に係る必要な情報であると法律でも明記をされている以上は、やはりきちんと食品

安全委員会がかかわるべきだということを最終的なゴールとして、意見をまず持っておりまして、そういう中で昨今の事例でいきますと、日本国内のいろいろなお医者さんなり臨床現場での新しい研究なり、海外の成果、特に EU のほうではいろいろな調査研究がやられていますので、そういうのをまず参考にしてもらって、日本の中で少し調査事業として、科学的及び技術的な情報として提供できるものを食品安全委員会として、まず出していただければというような意見を持っている次第です。

私のペーパーで見ていただければ、説明をさせていただきますと、EFSA の報告について、事務局のほうで説明がありました。1 ページ目に書いておりますように、EFSA の専門家パネルと私は略して言いますが、2004～2006 年にかけて、その前に 3 つの見解を出しております。

1 つ目は 2004 年に EFSA Journal として、現行の Annex に書いてある十幾つかの物質についての評価に対する見解が 2004 年に Journal として出されております。

2 ページ目、2005 年に日本では余り名前になじみがないかもしれませんが、ハウチワマメという豆についての評価を出されていて、その次に 2006 年に今度はいわゆるタコとかイカとかの軟体動物についての評価ということで、この 3 つの前提としては EFSA がアレルゲンについての評価として出しているということです。

そういうのを受けて、2014 年の EFSA のパネル自体については、アイルランドの食品安全庁のほうからリクエストが出されて、それを受けて今回 2014 年の報告というものが出されているということで、現状のアレルゲンの物質についても確認をしたということと、いろいろな従前のこれまでに出版されている文献学的なレビューをしたりしてということで、あと特徴的なところはいろいろリスクアセスメントとしてですけれども、アレルゲンとアセスメントとアレルギー物質についての閾値のところについては、人口母集団当たりになんぐらいの頻度で起こっているというのも別添で出されていたという中身がありますので、こういうふうに EU のほうではかなり進展していますので、日本のところでも少し調査事業としてやっていただければと思っております。

もう一つ、日本の場合は食品添加物の亜硫酸塩については特段、前からリスク管理機関のほうでは、いずれ検討をするということになってはいますが、そのまま多分十何年経過をしています。コーデックスなり海外のところでは一応評価をして、ある程度の残る量的なもの制限もされていますので、そういう観点からもこれは調査としては必要ではないかと思っている次第です。

以上です。

○川西座長 ありがとうございます。

整理すると、食物アレルギーに関して、今の御意見を総合すると、いわゆる今まで行っていた自ら評価、リスク評価、閾値等々の問題から量的な問題を扱うというような評価対象としては、まだ時期はそこまでは行っていないというあたりはよろしいですね。その上



で、ただ、健康へのいろいろな影響という問題からすると、調査、情報収集、そういうような形での取り扱いは食品安全委員会もやっていいのではないか。

有路専門委員がおっしゃったように、表示の問題は今までの取扱いが科学的ではない部分があるから、そのあたりは食品安全委員会でも少し検討をしてみたらという意見が、今までのところ出ているかと思えます。

どうぞ。

○中本専門委員 私は栄養士で、今1年ほど、乳幼児健診で10カ月～3歳半の方、お母様とお子様に対して栄養相談をさせていただいています。アレルギーに関しては、主治医の先生から、この食材に対してのアレルギーがあるので外すようにと言われて、実践をしているお母様もいらっしゃるのですけれども、お母様の判断によって勝手に除去を進めている。その除去が広がっているという方もたくさんいらっしゃいます。

それはやはり情報が少ないということも一つの原因としてはあると思えますし、伝わってこない、理解がしがたいというところもあると思えますので、私としてはこのアレルギーのリスク評価をしていただけないというのは、意味のすごくあることだと私は思っているのですが、評価ができる、できないという難しいところはあるかと思うのですが、ぜひこのまま調査を進めたものは情報を公開して、一般の主婦がわかりやすい状態で公表してもらえるとありがたいなと思えますので、お願いをしたいと思います。

○川西座長 先ほどまとめたのは、リスク評価と言っているのはADIを決めたりとかいう話で、そこまでには行っていない。ただ、調査等、今おっしゃったようなことは食品安全委員会で何らかのことを今まで以上に考えたほうがいいのではないかと線ではどうかと、おっしゃっていることと一致していますね。

○中本専門委員 除去をし過ぎてしまうと、結局のところは摂取しないといけない栄養素を幼児期のときに摂れないということがありますので、情報をしっかりと出していただくとありがたいです。

○川西座長 ほかに何かこれに関して。亜硫酸の話が出てきているようではありますが、そちらは御意見はほかにございますか。これは亜硫酸を独立して扱ったらということですか。

○鬼武専門委員 コーデックスとか海外でそういうふうな設定がされているので、食品添加物として見た場合、これも一つの対象となるのではないのでしょうかということで、私は意見を申し上げたつもりです。

○川西座長 どうぞ。

○神村専門委員 亜硫酸自体がアレルゲンとなるものという認識ではなくて、さまざまな食物アレルギーを促進する因子として別格に考えて、確かに鬼武専門委員のお話のように、これは大事な項目ではないかと思えます。結構いろいろな食品に使われる可能性がありますので、その摂取の量について ADI とか、その辺できちんと数字が出すべきものだとも私も考えております。

○川西座長 ほかに皆様のほうから御意見はございますか。

食物アレルゲンのほうは、いわゆる旧来の自ら評価の対象としないということは合意がとれていると思えますけれども、亜硫酸のほうは事務局側で今のところ、何か取扱のコメント等ございますか。

○姫田事務局長 今、それぞれの委員の方々から重要なポイントを御指摘いただきました。まず、食物アレルギーについて言うと、今、基本的な研究の中で我が国、EU、アメリカでそれぞれがほぼ同じようなベースで同じような研究が進んでいて、多分今までの科学的常識がどんでん返しみたいになるような研究が、別のところでも同じような研究が進んでいます。ですから、その研究成果をきちんと我々は情報をしっかりと取って、伝えていかないといけないというのが1つあると思えます。

もう一つは、有路専門委員がおっしゃったように、EU も含めてですけれども、必ずしも表示がサイエンティフィックになっていないというのはあるかと思えます。お互いの食生活が基本で、何か日本だと肉類をまとめてえいやだし、EU は EU で魚介類全部まとめているというところがあって、それぞれあまりサイエンティフィックではないと思えます。

ただ、今のところ、いわゆる私どものほうに必須諮問事項になっていないので、私どもが消費者庁のほうにどうお話をしていくかという問いかけは、まだこれから少し全体を洗っていく中で、どうやっていくかということを考えていかないといけないのではないかと思っています。

あわせて、亜硫酸塩についても問題がないとは思っていませんが、少し情報を集めてみないとよくわからないという状態なので、そういう意味では今の3つの点について、先ほど中本専門委員からお話があったように、どうも一方で、逆に言うとリスクを上げているような表示をすることによって、栄養のリスクを上げている面もあるので、そういうことについてもしっかりとまとめていかないといけないのではないかと思っています。乳幼児はしっかりと栄養を摂っていくということが大事なので、いろいろな面を含めて、私どもはこれから幾つかの今やっている研究あるいはさらに追加のものも含めて、情報を収集あるいは研究もして、それで最終的には何らかの形でアウトプットをしていかないといけないと思っております。

EU などもしっかりとした専門家が読むようなアウトプットのほかに、一般の国民がわか

りやすいように1～2枚でアウトプットをしたりしてやっておりますので、そういうことも含めて、今後は検討をしていかないといけないということで、そういうおまとめ方をいただければ幸いかと思っております。

○川西座長 それでは、ほかの問題もありますので、亜硫酸に関して独立してということではなくて、1つのくくりの中で、それがアレルギーと直接かかっているかどうかということはまた置いておいて、そのあたりの調査、情報収集というようなところには取り組む。表示の問題もそれは頭に入れてということになるろうかと思えますけれども、そういう対象にしてはどうかということです。

具体的にどういうことをやるかということは、委員会側で考えていただくとして、そういう対象にする。ただし、いわゆる自ら評価ということではなしに、そういう形で食品安全委員会としては少し積極的に情報収集、あるいはその辺の議論をする枠組みも含めて検討するというようなあたりで、この食物アレルギー、これには亜硫酸も含まれていますけれども、ということではいかがですか。とりあえず、そういうことで次に進ませていただきます。

次に、ノロウイルス、カンピロバクター。これらは食中毒の原因となる病原性微生物ということでは共通するかと思いますけれども、こちらのほうはいかがでしょう。これは去年も議論をしたわけですが、これについて御意見をさらに伺えればと思いますが、いかがでしょう。

○大澤専門委員 ノロウイルスもカンピロバクターも同じですが、資料の発生状況の人数を見ても、年間で大きく減少はしていないということを考えると、リスクとしてさらされていて、まだ発症者がいらっしゃるという状態が続いているのだと見えます。恐らくいろいろな手立て、いわゆる手法が厚生労働省さんとか農林水産省さんから出ていて、それについてコントロールをかけているのだと思います。しかし、発生状況としては減少はしていない状態であるなら手法やコントロール状態というのが、効果があるのかないのかを見ていって、より効果が上げられるような新しい手法や、もしくは今の手法でもやり方を変えていくことで、効果という言い方はおかしいですけれども、発症者が減るということを見ていく事だと思えます。そのようになるような連携なのか、食品安全委員会も入って情報収集をして、それを考察という事をしていくのかということなのかと私は思うのですが、いかがでしょう。

○川西座長 去年の結論もそういうような段階であって、リスク管理機関はリスク管理機関でそれなりにいろいろ措置をしている。ただ、それがどういう効果が出ているかということを含めての解析が十分ではないから、そういう部分では、リスク管理機関と連携しつつ、引き続き、どういうことになっているかということに関する評価・検証を行う。

ただ、新たにリスク評価をし直すには、リスク管理措置の効果がまだきちんと捉えられていないから、そういう意味では、リスク評価対象としては時期尚早だけれども、監視とか効果が出ているかというような検証は重要ではないかと。去年もそういうことだったかと思います。新たにこういう視点でやったらというようなことは御意見としてございますでしょうか。

どうぞ。

○有路専門委員 私は、リスク管理機関自身がどこまでの権限を持って、どこまで実行をしていくのかというところがあるからこそ、逆にできないこともあるのではないかと考えているので、「リスクの評価もパターンとか対策の手法によって変わるので、それをウォッチしよう」という昨年からの議論はそのとおりだと思います。

それに加えてですけれども、特に飲食店でノロウイルスに感染している従業員が調理に携わったところで集団食中毒が発生するということが、去年も結構件数がありましたし、今もありますけれども、こういうところは単純に考えると食品加工施設だったら、HACCP的手法を取り組んでいたら、ほとんど発生しないということは大事な視点だと思います。というのはHACCPは飲食店が対象ではないですが、同様の手法を取り入れて営業している飲食店と、全くやっていない飲食店にどれだけのリスク分布に差異が出るかとか、こういう調査はやってほしいなとは思っています。

このような提案をしていくことは我々からでもできるのではないかなと思います。単にウォッチをするというだけではなくて、言うということではできないのではないかという気がします。すでに十分しているのかもしれませんが、していないのなら価値はあると思います。

○川西座長 どうぞ。

○石川専門委員 これは去年と同じことだと言われてしまうかもしれないですけれども、1つは、ここのページに書いてあるノロウイルスの食中毒発症状況の数ですね。これが要するに、捉えられている数が臨床的には全く無意味だと考えているわけです。このノロウイルスは軽症から重症まで結構ありまして、集団発生から単発発生、家族内発生、さまざまな大小もあるわけです。そうしますと、これは要するに保健所経由で報告されているものしか、ここに数字として出てこない可能性が高くて、日本で今も流行していますけれども、この実際に起こっている現象はこれの1万倍は行かないかもしれませんが、100倍あるいは200倍くらいの大きさの発症があるのだと思います。

そうすると、これは食品の中に含まれているものだけではなくて、私などが経営しております老健施設では明らかに食事のほうではなくて、別のルートから入ってきたりもするわけです。いわゆる感染症として入ってくるということもあって、これは確かに難しい様

相をすごく帯びてきます。

しかし、私はこれは例えば、実態を把握するということと、いかに子供たちのいるところでも集団で発生したりするわけですから、そういう集団で過ごす人たちのところで、どうしたら結果的によくなっていくのか。少なくなっていくのかということころは、これは厚労省がやるのか、あるいはこちらがやるのかはわかりませんが、どこかが社会的にやる必要はあるのだと強く感じています。それはこちらで自ら評価でいろいろと調査をして、アウトカムとして発生数が少なくなりましたということをやっていくかどうかということだと思えます。そんなふうを考えております。

○川西座長 ありがとうございます。

1つ、私が感じるのは、ヒトーヒトの話になると、食品安全委員会がなかなかタッチしにくい部分があるのかなと。これはいいことであるとは思いませんけれども、それ以上のところは厚労省ベースの話かなという部分があります。問題提起ということはできるにしても、いずれにしても、こちらから向こうに投げるといって終わってしまうのかなというところが、これを扱うことが食品安全委員会単独では難しい部分なのかなというのを聞きして思ったところです。

どうぞ。

○田崎専門委員 現場の保健所とか自治体はこれらの食中毒調査をおこなっていますが、まず、カンピロバクターについては、統計では会食料理の食中毒が多いわけですが、原因食品としては鶏肉の生食が原因とされるものが多いと考えます。鶏肉の生食肉が原因とされていないのは、メニューの中にとりわさとかが入っていても、それが原因であると統計的に断定できないからです。疫学調査では、なかなかそれを特定できないという現状があります。

鶏肉自体がカンピロに汚染されているという実態がございます。現状を話せば、食鳥処理場では、中抜き法と外はぎ法という方法があるのですが、外はぎ法でいくと肉を外からとっていくので内臓からの汚染が少ない方法です。一方、中抜き法は肛門の部分を一挙に切り取って臓器をそのまま取り出す合理的な方法です。しかし、中抜き法では交差汚染が非常に多いのです。

鶏を扱う事業者は、牛とかの大動物を扱う事業者と違って比較的零細の方が多く、交差汚染がなかなか防御できないというのもあり、鶏自身も内臓だけではなくて、皮膚の部分がカンピロとかを持っていたりするケースがあるので、原因等はわかっているものの現状として制御がなかなか難しいところだと思えます。

実際には、現場の農水とか厚労の関係部門がそれぞれ工夫して少しずつリスクを低減させていく努力をしているところであり、現状では、リスク管理機関が対応していくことがベターかと思っています。

ノロについては先ほどお話がありましたヒトーヒトの感染があるわけですがけれども、これも現場ではヒトから感染しているというところの疫学調査を綿密に行って、感染症と食中毒の切り分けをしているところをごさいます、食中毒として断定されれば、行政処分がごさいます。事業者にとって、感染症なのか食品媒介なのかは非常に大事なところでは。

厚労省などで調査研究、ウイルス汚染の実態・解明を進めていただいておりますので、そういった意味でリスク管理機関との連携協力も重要と考えます。

以上です。

○川西座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○堀口専門委員 おくれてきて済みませんでした。要請内容に書いてあるところの2段目の衛生管理をどうしたらどういうふうになるとか、二次汚染防止や一般衛生の効果とか文章が書いてあるのですけれども、この食品安全委員会で行うリスク評価というのは、私の認識では、そういったものの知見が集まっている中で、それらを見てメタ解析というか、総合的に評価をするのではないかと考えているので、それは私が間違っていたら、ごめんなさいなのですが、この管理の段階でどういう効果があるとかというのは、どこがやるにしても基本的には、これはリスク評価全体の話ではないのではないかと思います。

それらの知見が集まってきたときに評価をしなければならないし、現段階ではその知見がないのであれば、食品安全委員会が評価をするというよりは、そういう知見が集まってこないことには評価が難しいという方向で、その研究者を含め、関係する機関に調査というのか、研究というのかはわかりませんが、データ収集を図っていくようなことを促すという程度なのかなという具合に思いました。

○川西座長 ありがとうございます。

事務局のほうから。

○姫田事務局長 かなりのことを田崎専門委員、堀口専門委員に言っていただいたので、話をしやすくなりました。特にノロについて言いますと、1つは農林水産省のほうで、特に水産庁のほうで、いわゆる従来の二枚貝からのノロの感染、要するに生食用と加熱用の水域を分けるだとか、コンスタントに検査をするというような形で、場合によっては出荷停止も含めて、リスク管理をするということで、二枚貝からの感染はかなり減らせているのではないかなと思っております。一方で、先ほどからお話がありますように、ヒトーヒト感染がずっと増えていて、こんな数字ではないのだろうということも多分おっしゃるとおりだと思っています。

では、具体的な管理措置はどうかというのは、今、堀口専門委員がおっしゃったように、厚労省なりがやっていくことになるかと思いますが、そのために私どもは、では、どういうやり方でやったらいいかということで、研究事業でノロのどういうことでリスクが下げられるというような研究も私どものほうの事業で行っていますが、不幸にしてノロは培養できないので、今も実際にやっているのですけれども、難航しているというのが現在の状況でございます。

引き続き、厚労と連携をとって行って、今、堀口専門委員がおっしゃったようなデータがある程度集まってきた段階で、そういうメタ解析などもできるのかなとは思いますが、まだまだそんな状況でもなく、あるいはただ一方で、厚労のリスク管理措置に対して支援できるようなこともやればなというような状況ですが、まずノロそのものを培養できるのかどうかということも含めて、ハードルがかなり高い状態ではあります。全く問題意識がないということではなくて、やはり厚労と農水と連携をとりながら進めてまいらないといけないことだと思っております。

○植木情報・勧告広報課長 私どものほうでは海外の情報も集めています。ノロとカンピロに関しましても、ヨーロッパの EFSA とか、あるいは EU の国で調査とかレポートを出してございます。ノロに関しても幾つかレポートがあるのですけれども、どれを見ましてもデータが十分ではないので、具体的に何をどういうふうにすればいいかという、そこまではなかなか至らないということであり、大体そこで終わってございます。

カンピロにつきましても、今、イギリスのほうではカンピロが結構問題とのことで、イギリスのフード・スタンダード・エージェンシー、リスク評価機関でございましてけれども、そこでは今年の最重要事項としてカンピロに取り組んでいるというようなこともございましてレポートを見ても、なかなかこれをやればいいという特効薬はないようでございます。海外でもそういう状況でございまして、引き続き海外の情報を集めながら、必要なものは国内にフィードバックをしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。どうぞ。

○有路専門委員 議論に水を差すようで恐縮ですが、堀口専門委員が言われたことと姫田局長が言われたことに関してですけれども、「食品安全委員会のテリトリーではないのでデータが来るのをとりあえず待ちましょう」という話ではなくて、それよりも前に、「どういうデータが必要で、どういう状況だったら、メタ解析ができるのか」というのをこちら側が提示をしないと、いつまでたっても現場の対応に追われるというのが実情だと思います。言わんとすることは私もそう思っているのですが、それではなかなか前に進まないのを、

そういう考え方のフレーム、あるいはその編集の仕方自身を先に議論するようなのは、食品安全委員会側でやってもいいのではないかと思います。

おせっかいかもしれないけれども、例えば、統計の集め方もちょっとした工夫で、こういうパターンだから発生したのだとかいう現象が確認できるようになると、もともと集まってくるデータのクオリティは変わると思いますので、そういうフレームを提供することは十分言及するべきではないかと思います。その点を研究する価値はあるのではないかと思います。

○川西座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○植木情報・勧告広報課長 2ページの(9)で、食品安全委員会は平成22年にノロについてはリスクプロファイルをやってございまして、そこで実際の評価をやるには、こういう点が足りないということは一応指摘してございます。言い訳みたいで恐縮ですけども、ノロの場合にはさっき局長が申し上げたように、まず増やせないで、分布の実態がわからないというようなことが結構あるようでございまして、他方、昨年秋ぐらいに何とか増やせるのではないかとというレポートもあったようでございまして、それを関係者が追試をしているということもございまして、どこにどれだけ分布をしているかということがわかってくれば、対策も大分進んでくるかなと。このリスクプロファイルのほうでどういふことが必要かということは指摘してございまして、それも含めて取り組んでいるし、今後も取り組んでいきたいと思っております。

○川西座長 渡邊先生。

○渡邊専門委員 これは前回も申し上げたので同じことを言うかもしれませんが、先ほどから出ている実態がこれでは不十分だろうと。これはまさしくそのとおりで、今、集めているのはあくまでもポジティブ・サーベイランスですので、病院に患者が行って、医者がそれを診て保健所に報告するというので、報告しなければ、もちろん上がってきませんし、検査をしなければ上がってこない。それと定点把握ですので、全体を見るためのかけ数がどのくらいにするかによって全数が違ってきます。

ですので、これはカンピロバクターのときにも食品安全委員会で出た実際の数字は延べ1億ですので、実際に上がってくる数は先ほどの1万より少ないわけです。サーベイランス自体に限界があるというのはそのとおりです。実際にやるにはどうすればいいかというと、アクティブ・サーベイランスをやらざるを得ないのですが、それは拠点を決めておいて、そこに上がってくる全人間のその人たちがどういう疾患を起こしたのか。その中で下痢性疾患がどのくらいでノロがどのくらいかということをやらないと、実態把握は非



常に難しいと思います。それをやると、先ほど石川先生が言われたように、1万倍ぐらいになるかもしれないです。それをやるためのコストもかかるし、人のあれもかかるので、なかなか今のところ、日本ではあまりそこまで行っていない状況です。

ただ、それをやったからと言って、これは毎年そういう形でやると、そのデータをとるためのコストのほうがかかってしまうので、今のままだとトレンドはわかると思います。ですので、このトレンドの中で何をどうすれば、それが減るか云々というのは、これは解析に使える。実数ではないけれども、トレンドとしてのアナリシスは可能だと思います。

ただ、先ほどから問題が出ていますように、これは厄介なことに食品の由来ではほとんどないと思います。人間が腸管内に持っている、夏場でも持っている、それがある程度たまって冬場になると、そこで増殖してくるといって、ヒトの中でのサーキュレーションで、そこから出た汚物に貝とか何かをろ過した形でもって、そこに汚染される。貝の中では増殖しているわけではないので、そういう意味では本当にヒトを介した感染症ということになるわけで、その対応はなかなか難しいというか、手を洗いましょうとか、一般的なことがまず大事ですね。

これはロタでもそうですけれども、最終的にはワクチンができるのと相当コントロールできるのだと思います。それまで待たなくてはいけないのかという話になるのですけれども、いろいろな会社がそれを行っていますし、感染研でもやっているのですが、そうすると少しはコントロールができるのではないかと思います。

感染症という位置づけでコントロールをするのはどうしたらいいかという議論はもちろんここでやっても構わないのですけれども、感染症部会とか、いろいろなところでやられて、ここは厚労省のあれを言ってもしょうがないのですけれども、厚労省の中では今のところ、ノロは食品中毒部会のほうがメインで、感染症部会よりもそちらで議論をされているというのがメインなので、そこは本当は一体化して、ちゃんとやるシステムができるとうち少し対策等に効果的なアイデアが出てくるのかとは思っています。

以上です。

○川西座長 これは意見の出方も去年と大体同じような状況で、どういう対応が本当にいだろうかみたいなことは相談する場があってもいいのかもしれません。

○石川専門委員 本当に去年と同じ議論です。この間、我々は臨床をやっていますので、臨床の側の対応として、例えば、学校で予防すべき感染症ということでガイドライン的なものをこれは文科省のほうの力でつくって、食中毒については手洗い。これをもっとリアルな形で糞口感染なのだと。汚いものを口の中に入れているのだということはかなりリアルに表現してやると、皆さんはかなり手洗いをするわけです。これを幼稚園とか保育所でも同様で、これは厚労省の仕事ですけれども、予防すべき感染症の中でそういうことをやるわけです。やるのですけれども、一般的などころでは、いわゆるコミュニケーションが

少なく、まだまだ十分できていないです。

ですから、私たちはお母さん方がそのことを十分理解すると家庭も大変得をしますよという形で、お母さん方に向けてのいろいろなリスクコミュニケーションをしていかなければ、これはうまくいかないだろうなど。

私は1つは、渡邊専門委員は予防接種にふれられましたけれども、予防接種まではなかなかいかないので、日本の国民がそうやって経口感染に注意していく、つまり、生肉をいじって調理して、その調理からうつるとというのがカンピロバクターのパターンですけれども、そういうことにも注意をしながらやると、この感染症は減るのだということを私たちが死ぬまでには見たいです。

そうすると、どこかできちんと数を把握してもらう必要があるのに、ここはやりません、これは厚労省の仕事ですとか言って、いつもあちこちに投げているようではしょうがなく、日本の機関ですから、どこかが数字をきちんとしていただいて、いろいろなところがやっている努力もこれで少しはよくなりましたとか、まだまだですとか、という評価を是非していただきたい。それは例えば、こういうリスクプロファイルをつくるようなところがあるのだったら、ここだと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○川西座長 石川先生がおっしゃっている御意見は去年も出て、いずれにしても、そういう議論を積極的にする場を食品安全委員会の中で設けるか、場としてふさわしくないかということの判断なのだろうなど。食品安全委員会ではなかなか扱えないということになれば、厚労省等に投げるということになりませんが、自ら評価と本質的に違うような気がするのですけれども、事務局としてはそういう場を検討してみるということはいかがですか。

○山本総務課長 この病原性微生物の問題につきましては、前回は議論いただきましたけれども、リスク管理機関との連携を十分とらなければ、なかなか前に進まないというのは皆さんも共通認識だと思いますので、厚労省、農水省にも伝えた上で、さらにデータを集める方策とか研究連携とか、前に進める方策としてはどのようなものがあるのかということをお今日の御意見も伝えた上で検討していきたいと思っています。それは方策としてはリスクコミュニケーションをさらにしっかりやっていくということもあるかもしれませんが、研究事業でもっと連携すべき道筋があるかもしれないし、どういう転び方をするかはわかりませんが、リスク管理機関と連携をとって情報収集や情報提供等に努めていきたいと考えております。

○川西座長 去年とどこが違うかという部分もありますが、より積極的に余り悲観的にならずに恐らく食品安全委員会のみで議論をするということではできても、その波及効果が弱い部分もあるかと思いますが、とりあえず事務局のほうで、厚労省等々に連絡をとっていただいて、少し意見交換をして、どういう方策がとれるか検討していただくという線

でいかがでしょうか。

では、この2つ目のノロウイルス、カンピロバクターはそういうことにさせていただければと思います。

次に、かび毒のフモニシンについてです。これに関しては、前回の議論はこの中の委員の皆様からは強くという課題ではなかったのですけれども、この提案自体が専門委員会のほうから出されているということもあったようですけれども、どうぞ。

○大瀧専門委員 専門委員の先生から出されているということと、技術的困難性がないということですので、あれですけれども、消費者の目で見ましても実は優先順位は高いのではないかと考えております。家畜の飼料の汚染についても気になりますが、最近、直接ヒトが食べているものも多いのではないかと。朝食が簡単に摂れるということでシリアルがブームのようですが、世界各地から輸入された穀類やナッツ類が使われるようになっていると思います。

子供が食べていますスナック菓子の原料になっているコーンパウダーとかコーングリッツのような加工原料ですけれども、特に南米からのものが多いと思うのですが、赤道を越えて運ばれてきて、長時間暑い船の中にありますので、汚染が気になります。輸入品のかび毒を実際に分析している担当者が私の周りにはいるのですが、測ればかなりの確率で検出されていますし、しかもアフラトキシンとか DON などは毒性が高いということもありますけれども、ppb オーダーです。フモニシンは ppm オーダーで検出されてきます。冗談のように話したこともあるのですけれども、『買ってはいけない』というタイトルの本がありますが、測ってはいけないという、かび毒のようでございます。

また、国内のトウモロコシについて考えてみますと、最近、糖度が 15~20 度ぐらいある甘い生食用のトウモロコシが出回っていますが、私の住む茨城県では全国的に見てはそれほど気温の高い県ではないと思いますけれども、5月に早出しのトウモロコシが出て、5月、6月は農薬が効いています。でも、7月、8月になるとポジティブリストの農薬では弱いのか、あるいは地球温暖化のためなのかわかりませんが、農薬が効かずに大量のかびが発生しているのを見ることがありますので、その辺も気になっております。フモニシンは評価をしていただいて、適切なリスク管理につなげていただければいいのではないかと考えております。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。これ自体、かび毒・自然毒専門調査会の専門委員の御提案ですけれども、私自身もこのあたりのことに関するリスクは聞いているところです。ですので、いわゆる自ら評価という部分のリスク評価には、一応、準備も整っているという状況にあるのではないかとと思うので、これは旧来の自ら評価のフレームワークの評価案件として認めるということによろしいですか。

では、これについて議論はそんなところで、4つ目、いわゆる健康食品がございます。これについてはいかがでしょうか。これは鬼武専門委員からも意見を出していただいているところですが、それも含めて、何かこれについて意見がございましたら、お願いします。

これはもともとの提案自体は、以前も議論をしたことがあろうかと思えますけれども、いわゆるリスク評価という話になると、なかなか固有の製品まで扱えないというようなことがあって、この提案者もどちらかというところ、こういうことに対して情報発信をして、危ないものは危ないというような形で情報発信をするというようなことを含めた対応が必要なのではないかというようなことと私自身は理解をしているところですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○山根専門委員 鬼武専門委員の提供資料にございますけれども、4ページの一冊下、食品安全委員会は今後、消費者庁が提示することになるガイドライン等を独自の立場で検討し、必要な場合には、その検討結果を消費者庁に伝えるべきであろうと。これには全く賛成です。機能性表示、新しい制度が始まりますが、消費者から見れば特保との違いであるとか、そのほかのいわゆる健康食品との違いであるとか、でも、なかなかわかりづらいということがありまして、いろいろな商品が出ることで過剰摂取であるとか、薬との相互の影響であるとか、いろいろ新しい問題の数も増えてくるのではないかという懸念も持っておりますので、食品安全委員会にもきっちりかかわっていただきたいという希望を持っております。

以上です。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。どうぞ。

○戸部専門委員 私も今の御意見に賛成です。いわゆる健康食品についての健康被害というのはこれまでもずっと言われてきていたことですし、機能性表示食品というものが出回るといふことになってくると、市場で結構多くなると思うので、こういった特定の成分がどうこうというものではなくて、こういう市場に対して食品安全委員会として、どういうものを評価しないといけないとか、どういう基準でその安全性に着目して、安全性評価の対象として選んでくるのかとか、そういったフレームを少し、これを機会に考えておくということは大変なのではないかと思えます。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。鬼武専門委員。

○鬼武専門委員 今2人の委員の方から出されたことと重複をしますけれども、私のほうも全体的ないわゆる市場に出回っている健康食品のそういう健康被害の事例というよりも、今はやはり今回、食品安全委員会のほうで消費者庁が今、機能性の報告書が出されて、ことしの3月には最終的にはゴールとしてガイドラインも出るという話で、政府から指名されている議題なので、今年度中には機能性表示がもうできるというフレームワークは決まっています。

その中で私も一番注目をしていますのが、そのガイドラインがどういうものになるかということで、4ページにも書いてありますけれども、いろいろな臨床実験をどうやるとか、フレームとしてシステマティックレビューが必要であるとか、そういうことについての枠組みの考え方が出されてはいます。ただ、この具体的なことが出ていませんし、そういうことに対して、これは消費者庁が事務局なりだけでできることではないと、私は前々から思っております。

そういう点からすると、食品安全委員会のほうがいろいろな形で専門家の方々もいらっしやるでしょうから、そのガイダンスなりガイドラインのあり方についてですけれども、もう既に米国ではFDAがヘルスクレームのガイダンスを出していますし、EUもヘルスクレームのガイダンスを出しています。FSANZ、オーストラリア、ニュージーランドもシステマティックレビューというか、これもかなり詳細にですけれども、手順として、やり方もこういうふうにして書いてありますので、日本もぜひ消費者庁が今回ガイドラインを最終的に出してくるものについて、ぜひ食品安全委員会として、第三者として少し意見を言うようなことが私は必要だと考えております。

以上です。

○川西座長 ありがとうございます。

今、大体の御意見は個別の製品ということではなくて、全般的にどう考えたらいいかとか、どう扱ったらいいかということを中心に消費者に向けて、食品安全委員会の立場で何らかの広報といったらあれですけれども、そういう情報提供をするようなことがあっていいのではないかということと理解をしましたが、そのあたりは事務局側で何か考えている枠組み等々はございますか。今、決定的なことではないと思いますけれども。

○姫田事務局長 まず1つは、今、鬼武専門委員からの特保、次のやさしい特保、新特保なのか、そういうものについての御意見もございましたが、それだけではなくて、いわゆる栄養機能食品で錠剤やカプセルのものも多々出ているし、いろいろなものについて、特に野菜類をジュースにしたりしたものも多々出ておりますので、そういうものも含めて、広い意味での全部、上は特保から一般的なものまで全部含めて、どういうリスクがあるのかということ丁寧に見ていかないといけないのではないかと考えております。

そういう意味では、どの制度にということではなくて、広くどこにリスクがあるかとい

うことを国民の皆様方に情報提供をしないといけないと思います。

ただ、もう一方で、ほかのものの一般的な情報提供ということだけではなくて、これはかなりリスクが高いとっておりますので、食品安全委員会として、情報提供というよりは、例えば、委員長談話がいいのか、食品安全委員会としての見解がいいのかは、今後考えていかないといけないと思います。情報提供よりはレベルが上で、評価ということにはならないとは思いますが、そういう評価と同じような強い意思を持って、最終的なアウトプットができればと考えているところでございます。

○川西座長 ありがとうございます。

藤原専門委員、どうぞ。

○藤原専門委員 いわゆる健康食品は、今、非常にたくさんの方が使っているという実態が実際にありますし、その中で23年度か何かに調査したどこかのデータでは、75%、4分の3がほとんどネットだとか、テレビコマーシャルで購入。入手先がいわゆるコマーシャルサイドで売られている実態があるのは間違いないので、そういう意味では今回この中で何か啓発的なことで、ここが国民にメッセージができれば非常にいいのかなと思っております。

○川西座長 ありがとうございます。

まず、大瀧専門委員のほうから、どうぞ。

○大瀧専門委員 普通の食生活で摂取する程度の量で体に作用があるようなものを、いいからと言って多量に摂取すれば、やはり害を及ぼす可能性があるということは予想されると思うのですが、より多く摂ることによって、より健康になれるという勘違い、間違った考え方があると思います。摂り過ぎに注意をしましょう程度の表現ですと、リスクについては多くの方はさほど考えないのではないかと思います。体によい作用をすと言われていたものをより多く摂ることによって、より健康になれると思うのは間違いであるということ強く言わなければならないのではないかと思います。

また、健康食品はいろいろありますけれども、成分について見てみましても、成分が明確でちゃんと含有量もあるものと、成分が明確に書いてあっても含有量がいい加減なものと、成分が明確でないもの。例えば、植物性のものが多いと書いてありますけれども、ワニとかムカデとかアリとか、普通の食生活では食べないようなものもいわゆる健康食品として売られているものがありまして、何が効果があって、何が問題になるのかがよくわからないのですが、その実態もよく把握をした上で情報提供をする必要があるのではないかと思います。

健康食品の過剰摂取のリスクを高めているのに販売方法があると思います。1つでなく

て何個もまとめて買うとお得になるというのがありまして、たくさんの量を一度に購入してしまうということがあると思います。人を紹介すればするほど安く購入できたり、利益が出たりとかいう方法もあります。また、健康ブームですので健康とか長寿とかいうとお年寄りがそこにお金を使うのですけれども、多くのお年寄りを集めて、とても親切に楽しく健康についてのお話をするのですね。その人たちを自分の健康を気遣ってくれるとてもいい人たちのように思えて、表示があっても小さい字で読めませんし、ネットも見ることがありませんし、信じて購入するようです。家族が気がついて、やめさせようにも、購入した本人の責任ということで、本人が断らない限りやめさせられないとか、いろいろな要因があると思いますので、そういうことを考えながら情報提供をしていくことが大事だと思います。

以上です。

○川西座長 ありがとうございます。

石川専門委員、どうぞ。

○石川専門委員 私たちは継続的に臨床的な患者さんで健康食品等を摂って、それで体調を崩したということのエビデンスを見つけるためにいろいろやっております。ただ、これはなかなか正直に言って関係性を証明するのは困難なこともありまして、例えば、ウコンで肝障害が増悪するとか、そういう比較的これは簡単なほうですが、実はもっともっといろいろな症状があるのだろうと推測はできるのだけれども、なかなか証明が難しいという現状があります。

私たちは啓発のポスターだとか、そういうのも年に2回、3回、いろいろな医療機関に張ってもらうようにして配ったりはしておりますけれども、それでもこの市場は減るどころか、もっと販売量が増えて2兆円以上になっているという現状があります。私は実際にこの健康食品に頼って、いわゆる正式な医療とか、そういったものを受けないでいる方、それで増悪する方もかなりの数がいると考えているわけです。そういうことから、私はやはり消費者庁からもいろいろな啓発のものを出していただきたいというような要望があります。

実際に今まで3つ、4つ、例えばノニジュースとかクロレラとか、そういったものについてポスターを配ったところ、その関連の事業者さんから、そんなことはないという強い抗議のものが来たり、実際にこれは大変なやり取りになっていたりもしております。ぜひ消費者庁のほうからも、こういうことについて啓発のものを出していただきたいと考えております。

○川西座長 ありがとうございます。

これに関しては、委員の皆様方からの御意見は大体一致しているかと思っておりますので、健

健康食品に関して食品安全委員会もある部分、積極的に取り上げるようにして、それに対する見解等々をまとめて発信していきましようというようなことが皆様方の御意見を集約すると、そういうことになるのではと思います。

それでは、一応今日議論させていただいた5課題ですが、旧来で言う自ら評価、自ら評価のリスク評価の対象としては、かび毒のフモニシン。それ以外に食品添加物やアレルギー、これについては少し積極的に科学的知見の収集を食品安全委員会の中でもやってくださいということ、この委員会から提言していくということ。

いわゆる健康食品については、こういう健康食品全般のことというより、食品安全委員会ですから安全性という側面が強いですけれども、それに対する食品安全委員会としての見解をまとめるようにしたらどうかということ、食品安全委員会に報告するということ。

ノロウイルスとカンピロバクターは大きく1つとして食中毒に係る病原性微生物ということになるかと思いますが、これら病原性微生物に関しては、これは多少菌切れが悪いかもしれませんが、去年より増して厚労省なり関係省庁と、食品安全委員会から今までの措置に対する解析あるいは新たな対策に関して、積極的に意見交換なり何なりをしてくださいというようなことを言っていく。こんな対応になるかなということかと思えます。以上大ざっぱなまとめ、これは議事録でまた確認をしていただきますが、それについては何か追加的、あるいはちょっとそこは違うのではないかとすることがあったら、どうぞ。

○山本専門委員 健康食品についてはリスクを発信していくということで締めくくられたのですけれども、これに関してはホームページだけではなく、隔々まで行き渡るようにぜひお願いしたいと思います。

○川西座長 リスクを発信という表現よりは、リスクに対する見解というようなことなのだろうと思いますが、それは成果物というか、そういう見解がまとめられたときにどういう発表の仕方で、積極的に広く広報をお願いしますということ。

○山本専門委員 やはり年齢の高い人が使用する率が一般的に多いのではないかとと思うので、その点を考慮して、隔々まで行き渡るような発信の仕方をお願いします。

○川西座長 ありがとうございます。

いずれにしても、今まとめさせていただいたような方向で食品安全委員会に報告したいと思います。議事録の確認はしていただくとして、報告の体裁は私のほうに御一任いただくということによろしいでしょうか。



(「はい」と声あり)

○川西座長 では、そのようにして。どうぞ。

○石川専門委員 それで結構だと思うのですが、1つだけ加えたいことがあるのですが、しつこいようですけれども、ノロウイルスです。皆さんがぞっとするような話かもしれませんが、これは実は昨年の秋ぐらいから食品に関係する食堂で働いている方とか、そういう方たちで周りがノロウイルスという話を聞いたときに、本人もちょっとお腹の具合が悪いということで私たちのところに、今はそういう方は自費で有料なのです。有料で3,000円とか4,000円で検査ができるのですけれども、やりますと、見事に陽性になります。要するにかなりの部分が、ちょっとお腹の調子が悪いという方で調理に関係している人もそういうふうにノロウイルスに感染しています。

これがいつまでお休みをしたらいいかとか、そういった基準も余りない中で、実際にこの社会が動いているというのが事実です。私はどうしても、きちんとどこかが実数だとか、そういったものを把握しながらやっていかないと、いつまでたっても、かなりの損害をこの社会はノロウイルスに受けているのではないかということがあります。

特にその検査ができるようになったのは、この1年ぐらいの間ですから、それがよりわかってきているということですね。そういう事実もあるということをお知らせしたいと思います。

○川西座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○神村専門委員 実際にそういう感染性の食中毒、あるいは胃腸炎がどのくらい多いかというのは、厚生労働省ですとレセプトデータというものがありますから、把握できているのではないかと思いますので、その辺のアプローチもしていただければと思います。

○川西座長 では、厚労省とお話をされるときに今の御意見も追加して、意見交換等々をしていただければと思います。

一応、自ら評価の案件についてはこのようなことで、残りの課題まで10分間ぐらい休憩をとりたいと思いますので、3時45分に再開ということで休憩とさせていただきます。ありがとうございます。

(休 憩)

○川西座長 45分をちょっと過ぎましたので、それでは、次の議題(2)「平成27年度食

品安全委員会運営計画について」を議論したいと思います。

まず、事務局から説明をお願いします。

○山本総務課長 それでは、お手元の資料2に基づきまして、説明申し上げます。

新旧対照表でまとめております。この表の右側の欄が27年度の運営計画（案）でございます。

まず、最初の1ページ目でございます。新年度は重点事項として5つの柱を立てております。新たに独立した柱として、「④海外への情報発信及び関係機関との連携強化」を立ててございます。これまでも評価結果等についての海外への情報発信であるとか、海外とのリスク評価機関等との連携を行ってまいりましたけれども、さらに強化をしていくということと、まだ協力文書等を締結していないような機関との連携についても検討をしていきたいということで、1本立てております。

そのほかの柱としては、すぐ上の「③研究・調査事業を活用した新たな評価方法の企画・立案」につきまして、食のグローバル化や新たな危害要因の出現に対応するため、国内外の最新の知見を収集し、研究調査を活用して新たな評価方法の検討を行うとしております。特に調査研究事業について、透明性を確保し、外部有識者のレビューを行いながら、成果をリスク評価にきちんとつなげていくということを書いてございます。

そのほか、1つ目につきましては、「評価の着実な実施」ということですが、特に新たな評価方法の活用という点が大事であるということで、そこに重点的に取り組んでいくという意味で追加をしております。そのほか、「リスクコミュニケーションの戦略的な実施」と「緊急時対応の強化」について記載しています。

1枚おめぐりいただきまして、「第2 委員会の運営全般」につきましては、「(1) 委員会会合の開催」、「(2) 企画等専門調査会の開催」、「(4) 委員会と専門調査会の連携の確保」、「(5) リスク管理機関との連携の確保」について記載をしております。「(6) 事務局体制の整備」のところでは、評価体制等の充実を図るため、新たな評価方法の企画・立案機能を担う評価技術企画室を設置するなど、必要な予算、機構・定員を確保するとしております。

次に、「第3 食品健康影響評価の実施」でございます。基本的には昨年度の記載事項と大きく変更はされておられませんけれども、要請案件について早期に評価が終了するよう計画的・効率的な調査審議を行うということと、企業申請品目については標準処理期間のうちに計画的な調査審議を行うとしております。評価ガイドライン等の策定につきましては、27年度に引き続き、ベンチマークドーズ法の適用方法について検討を行うこととしております。

次に、4ページ、「第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視」でございます。これにつきましては、評価結果に基づきリスク管理機関でどのような措置が講じられたかをフォローアップしているところがございます。新年度においても年に1回

調査を実施して、その結果を踏まえて必要に応じ、勧告、意見の申出を行うとしております。

次に、「第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進」でございます。食品安全委員会では実施をする研究調査につきましては、その推進の方向性につきまして、今後おおむね5年程度を視野に入れた方向性、いわゆるロードマップを定めておりましたけれども、昨年12月にその全面改定を行いましたので、その内容を踏まえた記載としております。「危害要因、曝露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」、「新たなリスク評価方法の確立」、この3つの目標に焦点を当てまして、優先実施課題を定め、選定をしていくとしております。5ページの「2 食品の安全性の確保に関する調査の推進」についても、同様に昨年12月に全面改定をいたしましたロードマップに沿って、真に必要な性の高いものを選定していくとしております。実施団体としては調査会社だけではなく、大学等の研究機関も幅広く応募をしていただきたいということで、入札公告の際の周知についても記載をしております。

次に、「第6 リスクコミュニケーションの促進」についてでございます。前回設置を了承していただきましたワーキンググループにおきまして、現在、食品安全分野におけるリスクコミュニケーションのあり方に関する検討を行っていただいておりますけれども、ゆくゆくはこの企画等専門調査会で取りまとめていただきたいと思っております。その上で、本報告において掲げられた課題への対応に重点を置き、戦略的にリスクコミュニケーションの実施をするとしております。

6ページ、ここからが個々の具体的な手段について掲載をしておりますが、1つ目は、さまざまな手段を通じた情報の発信ということでございまして、左側の欄で書いております内容を媒体別に並べ替えて、簡潔に記載をしております。その媒体の特性を踏まえた発信をしていくのだということを言っております。

「2 『食品の安全』に関する科学的な知識の普及啓発」について、本年度までは連続講座として実施していたものについては、来年度は地方での開催も含め実施をする点が新しい点でございます。また、資料をインターネットで公表する、講座の内容をまとめた動画について多くの消費者等が活用可能な形で提供するということが記載をしております。

次に、「(2) 食品安全に関する取組の普及啓発」の部分でございますが、本日、お手元に席上配布しておりますけれども、季刊誌の子供向けコラムを集めましたキッズボックス総集編を昨年末に発刊しております。このようなわかりやすい啓発資料を用い、広く普及啓発を実施するということが書いてございます。

「(3) 食の安全ダイヤルへの対応」につきましては、この安全ダイヤルはリスクの初期情報としての重要なツールでもあるという趣旨からの修文をしております。

「3 関係機関・団体との連携体制の構築」は、大体従来どおりでございます。

8ページ、「第7 緊急の事態への対処」も計画上は大きく変わってはおりません。

次に、「第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」でございます。

下線のところを追加しておりまして、従来から意識をしてやってきました国際機関、海外への政府関係機関、学術誌論文に加えまして、食の安全ダイヤル等を通じて、毎日収集をしていくということを書いております。

次に、「第9 国際協調の推進」についてでございます。現在想定されております国際会議等の予定を掲載しております。また、「(3) 海外の食品安全機関等との連携強化」につきましては、EFSA や FSANZ との定期会合のほか、フランスのリスク評価機関である ANSES 等、他の機関との連携強化のための会合を開催し、協力文書の締結も検討するということが記載しております。

1枚めくっていただければと思います。別紙1は平成27年度における企画等専門調査会の今後のスケジュールでございます。年間4回ほどお願いしたいと思っております。まず5月をめどに今後の食品安全分野におけるリスクコミュニケーションのあり方に関する報告書について、ワーキンググループのほうのたたき台がそのころに上がってくるのではないかと考えておりますので、ここで取り上げていただければと思っております。

6月は、前の年度のフォローアップをするということと、新たに選定を始めます自ら評価案件の選定の進め方等について御議論をいただければと思います。11月は、中間報告と自ら評価案件の選定。年が明けて1月は、自ら評価案件の2回目の御議論。新年度に向けた運営計画等について御議論をいただく予定でございます。

説明は以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明の内容あるいはこの資料の記載事項について、御質問あるいは御意見等がありましたら、よろしく申し上げます。

どうぞ。

○山根専門委員 1点質問です。1ページの新しく加えられた重要事項の④海外への情報発信のところですが、今後、積極的に海外へ発信するということですが、具体的に特に発信する内容と申しますか、食品安全委員会の業務全般を知らしめるということなのか、特に要するにリスク関係のところなのか、そのあたりを教えてください。

○山本総務課長 お答えさせていただきます。海外の情報発信につきましては、リスク評価結果を出しましたら英訳をいたしまして、それを公表するとともに、特に連携をとっているリスク評価機関には直接送付をしております。今までも海外への情報発信と海外機関との連携については相当頑張ってきたつもりですが、今後、さらに今、関係の深いところとは関係をさらに深化させていくこと、具体的には人的交流をやったりとか、人的交流でそれぞれの機関に深く入り込んでいったときに、公表されていない情報をどのように取り扱っていくかということについての協議などもやったりしておりますので、そういうところ

ろで関係をさらに深めていきたいというのがございます。また、まだ協力文書を締結していないような機関とも連携方策をさらに探っていきたいということで、今回は独立した柱として起こしております。

○川西座長 ほかには何かございますか。どうぞ。

○民野専門委員 御質問をさせていただきます。情報発信についてです。先ほどの討論の流れでもありましたが、例えば、インターネット等々を使っての情報発信で届きにくい対象に対して、どういった形の情報発信をしようと想定されていらっしゃるのか。そのあたりを御説明していただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○植木情報・勧告広報課長 1つは、私どもは季刊誌という雑誌をつくって、それは地方自治体あるいは図書館のほうに送付しております。それが1点でございます。

もう一点は、今日は関係者の方もいらっしゃいますけれども、消費者団体の方々、あるいは報道機関との意見交換の場を持ってございまして、そこで時々のトピックとか、そういうことを御説明してディスカッションしてございまして、そういう場を通じて、その団体の傘下あるいはマスコミを通して情報が流れるということがあろうかと思えます。

実際に昨年秋でしたか、アクリルアミドについて、報道機関の皆様方との意見交換会で御説明させていただきまして、その後、新聞等で説明が載ったこともございましたので、そういうことを通じまして、インターネット環境以外の方にも情報を届けるように取り組みたいと思っておりますし、あとは私どもには委員の先生方がいらっしゃいますし、事務局もおりますので、そういう者が地方に行きまして講演をするとか意見交換を行ってございまして、そういうさまざまなツールを通じて取り組んでまいりたいと思っております。

○川西座長 ほかには何か。

堀口専門委員、どうぞ。

○堀口専門委員 情報発信のところで、普通に難しい話ではなく、Facebookで「いいね！」をしたら食品安全委員会を見られるようになって、非常に情報発信をしてくださっているなと思ったのですがけれども、別途、日本の政府の府庁がFacebookをやっているの、自衛隊であったり、外務省のFacebookはいつも情報が来るのを見ていますのだけれども、外務省の人たちの職員が何であんなに高校に講演に行っているのだろうと実は思っていて、ものすごい数の外務省の職員が高校に講演に行っているのですね。

それだったら、食品安全委員会だって高校に行けるのではないかと、まさに何かグローバルなことを外務省が言いにくいこうとしているのだったら、食事は食べなければ生きていけないし、食だってグローバル化しているし、リスクはとても大事なことで、何で

文科省が管轄している高校に外務省の職員がこんなに派遣されて講演に行っているのだろうと思いつつ、何かよくわからなかったので、今まさに民野専門委員からもどういうふうな情報発信をするのですかと。石川先生のほうからもノロのお話などで、皆さんが知らないこともあるでしょうということもあつたし、ジュニア食品安全委員会もいいのですけれども、外務省が高校に行けるのだったら、食品安全委員会も行けるのではないかと思つたので、それは来年度という意味ではないのですけれども、情報発信を考えていただければなと思つました。

以上です。

○川西座長 いかがでしょうか。今の話に対して、何かコメントはございますか。

○植木情報・勸告広報課長 実は別途、いろいろな学校教育の中で少し取り上げてもらえないかなという気持ちがあつて、文部科学省には、ある特定の問題でお話をしに行つたこともあるのですけれども、文部科学省の方もいろいろなところから要請があるのか、はい、はいと言うわけにはいかず、かなり一般のお役所的な対応をされてしまったのですが、今の高校の話は外務省に聞いてみまして、どういうツールでやっているのか、その辺のスタディから少し始めてみたいと思つます。ありがとうございました。

○川西座長 では、有路専門委員、どうぞ。

○有路専門委員 情報発信のところでは若干、手前みそになりますけれども、日本学術会議のほうで、今、私は連携会員をさせていただいていますが、食の安全部会というのがあつて、要するにやっているのは、吉川先生、唐木先生、皆さんのなじみの深い先生が活動をされています。そこで私は幹事をさせていただいているのですが、要は学術会議なので、いわゆるアカデミズムのところに対する情報が集積されている集まりに思つます。こういったところとの連携を進めるのに加え、学術会議自体に情報誌等を共有することで異分野のアカデミックリーダーにも食品リスクの正確な情報を共有できる状況を作るのは効果的ではなからうかと思つます。

○川西座長 石川先生。

○石川専門委員 先ほど、堀口専門委員のほうから学校にというお話がありましたけれども、実は文部科学省のスポーツ青少年のところでは学校保健というのをやっているわけです。恐らく食べ物のお話だとか食中毒の話もそうですけれども、そこら辺のところでは知らせていくのだと思つます。ところが、これが全体の文部科学省の予算が5兆円だとか、そのぐらいの規模であるにもかかわらず、スポーツ関連のところは二百何十億、そのほとんどが

スポーツやオリンピック関係に行ってしまうのです。教育のほうの学校保健は本当に数億の範囲、6億とか、そのぐらいの範囲でしかいかなくて、本当にそこでのいろいろな健康教育、こういう食中毒の教育も今おっしゃったように、なかなかできない、できにくい状況があります。

だから、私はせめて、この食品安全委員会の観点から、5年も前から言っているのですけれども、子供たちに食の安全ということで、ここが発信していきたいと。このリスクコミュニケーションでやっていっていただきたいということは、要望として出しているわけです。教育のところでは、なかなか取り入れていただけないというのが現状だと考えております。

○川西座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○堀口専門委員 先生の御指摘はごもっともで、文科省とは連携していけるのではないかと。指摘になるような、あり方の報告書が今回出せばいいなと考えています。きょうは有路専門委員も御出席ですが、そのような話が大きく出てきているのも事実ですので、来年度になりましたら御報告できるかと思えます。

私が言っているのは文科省を相手にしているのではなく、外務省が出張ってプレゼンをしに行っているのだから、本当に全ての人にかかわることですので、食品安全委員会の人が出張っていったいいのではないかと。文科省を当てにしているかもしれないのであれば、出張っていったいいのではないかと。その前例として、外務省がいるのではないかとというのが私の御提案です。

○川西座長 ありがとうございます。

今のそのあたりの御議論は、運営計画の中のどこかに書き込んだらというようなことですか。

○堀口専門委員 特に書き込む必要はないけれども、表現が媒体別になってしまっていたので、6ページですが、媒体の特性を踏まえて発信するとなっていたので、それがこの(6)までなのかしらというのも含め、それは次年度にすることではないですけれども、こういう媒体別に書いたときには、それ以外はしないように思われてしまう可能性もあるので、何か書き加えたほうがいいのかなぐらいの感じです。

○川西座長 どうぞ。

○姫田事務局長 堀口専門委員のお話は新しい感じで聞きました。従来小学校の高学年や

中学生をターゲットにしてということで御議論をいただいております。小学校高学年にジュニア食品安全委員会とか、あるいは中学生向けにパンフレットをつくってきたりしております。その中で高校生についてという御議論が従来はあまりなかったこともございます。

もう一方で、先ほどからお話があるように、組織として文科省に入っていくというのはなかなか難しいところがありますので、今、堀口専門委員がおっしゃったように、ゲリラ的と言うとおかしいのですが、それぞれの意識ある高校、あるいは高校の先生たちはいらっしゃると思っていますので、そういうところにアタックして何らかのことができればと思いますし、やはり食生活が崩れていくのは高校生からというのが一般的なお話でございますので、そういう意味でも堀口専門委員のお話を少し考えさせていただいて、対応できればと思っています。

○川西座長 では、これを直すということは置いておいて、そういう議論が行われて、事務局側が考えてみるということ記録にとどめる。有路専門委員がおっしゃったことはさすがにこれには書けないなとも思いますので、それも記録にとどめておくと。

○有路専門委員 学術誌とか学会とか、そういうところへのアプローチをどこかにしておいたほうがいいと思います。前のものだったら、どこかにそれっぽいことが書いてあって、要は専門機関とか何かに配るみたいなことが書いているので、今の6ページ目のものだと、ここに書かれている媒体のところ規定されてしまって、それ以外のいわゆる専門誌とか専門的な情報を持っている学会とか、そういうところへのアプローチがとりあえず、こことしてはやめておこうみたいに見えるので、どこかに一文字でもいいので、アカデミズムのほうにも情報を提供しますというのはあったほうがいいのではないかと思います。

○川西座長 どうぞ。

○植木情報・勧告広報課長 貴重な御意見をありがとうございました。7ページに「3 関係機関・団体との連携体制の構築」とございまして、そこで(3)に先ほど少し御説明したマスメディアとか消費者団体がございます。

8ページに「(4) 学術団体との連携」がございまして、ここに今まさに有路専門委員が御指摘の点を書いてございまして、学術団体との連携が効果的であることから。ことしから始めてございますので、今は学会でのブース展示にとどまっておりますけれども、ここには「等」もございまして、学術会議の先生方にレクをするというのは、事務局としては非常に重たいわけではございますけれども、何ができるか、そこはいろいろと検討してみたいと思います。



○川西座長 では、ここにそういう意を入れるような修文を試みてもということにさせていただきます、今この場で決めるのは難しいかもしれませんので。

どうぞ。

○戸部専門委員 細かいことではないのですが、別紙2と別紙3のところですが、先ほど自ら評価のことについて議論をしましたが、その中でやはり考えていると、自ら評価の案件で上がってくるものは、結構これから調査をしないとわからない部分とか、今までいろいろやってきたけれども、新しい方法でアプローチをしないといけないものとかいうようなものが今後も上がってくると思います。

そういったところの関係を見ると、別紙3の新規研究課題の決定のスケジュールと別紙2の自ら評価の案件の選定スケジュールを見ると、これは先ほどの議論を踏まえただけなので、ほかの動きはわかりませんが、自ら評価の案件の選定の段階で、これは調査をしたほうがいいねというものが出てきたときに、それは新規研究課題の選定に反映できるというと思います。別紙2と3を見ていると、研究課題の決定のほうが先に決まってしまうようです。それぞれの取り組み等のスケジュールをうまく組み合わせることによって、必要なことは早くできるのではないかと考えているのですが、この辺のスケジュールは見直すことはできるのでしょうか。

○山本総務課長 お答えさせていただきます。調査研究のスケジュールでございますけれども、調査研究事業は公金を使っているということもあって会計年度ごとに動いていて、さらに継続する必要がある場合は継続の可否について審査をし、了承していただいたものを次年度も継続していくということになっております。研究者の方に最大限、研究期間を使っていただくためには、その審査過程を含めると、この9月に優先実施課題を決めて募集をしていくというのがぎりぎりのタイミングで、その後選考過程を経て決定し、4月1日からは研究に入れるようにするにはこうしたスケジュールになると考えております。

自ら評価案件との兼ね合いで言いますと、毎年定めます優先実施課題の中に、自ら評価案件として選定されたものについてというのも1つ、優先実施課題の中に入れておりますので、予算上の余力がある場合は年度途中での追加公募も可能であるということで、現実的にそういうところで対応をしているということでございます。

○川西座長 どうぞ。

○迫専門委員 関連で質問をさせていただきたいと思っています。1ページの(2)の「③研究・調査事業を活用した新たに評価方法の企画・立案」という形で、新しい課題に対応していくための調査研究等をより具体的に、または効率的に実施していこうという計画かと思っています。

その関連で2ページの「(6) 事務局体制の整備」の中に、こういうことを担う評価技術企画室を設置するなどという形で、こういう形で体制整備を図っていくと。先ほど来の自ら評価の案件の中でも調査研究と連動して成果を求めていくものが幾つか出されていたかと思っておりますし、そういうことを推進していくための体制整備が検討されていると受け取ったわけでございます。

この部分についてお伺いしたいのは、この体制整備は、事務局体制というのは非常に重要なものだと思っておりますので、この辺は平成27年度予算の中に反映されていくのか。27でそれを検討して、28で要求していくという形になっているのか。この辺の具体的な展開はどういうふうに展望をされているのかをお示しいただければ、ありがたいと思っております。

○山本総務課長 お答えさせていただきます。この評価技術企画室につきましては、27年度の組織・定員ということで要求いたしました。昨年の夏場に要求をして、査定当局にも御理解をいただいたということもございまして、この室が設置できるだけの定員が確保できましたので、27年度から基本的にはスタートしていくということになっております。

○迫専門委員 ありがとうございます。大変有効な組織になるかと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○川西座長 ほかにどうぞ。

○高岡専門委員 さまざまな手段を通じた情報の発信の中のホームページのところですけども、この企画等専門調査会では出てこないのですが、鳥インフルエンザとか口蹄疫とか豚の流行性下痢についての情報がホームページに出ています。食品安全委員会ですべき情報なのかなというのがクエスチョンです。

基本的にこれは家畜の病気であって、人間には感染しないとなっておりますので、もしも出すのだったら、見ると下のほうに、これは人間には感染しませんと書いてありますが、もし国民の方が不安に思っているのだったら、一番最初に、例えば、鳥インフルエンザは発症しましたが、これは人間には関係ございません。詳細は農林水産省のページをごらんくださいというような形で、食品安全委員会としては、これは人間には全く問題ありませんよというような発信をしたほうが、私はいいのではないかという気がするのですけれども、それについてはいかがでございましょうか。特に家畜の病気に対して、あえて食品安全委員会ですす必要があるのかどうかです。

○姫田事務局長 口蹄疫と鳥インフルエンザは全然違いまして、口蹄疫は全くの人獣共通伝染病ではございません。一方で、鳥インフルエンザについて言うと、中国、インドネシ

ア、香港、エジプト等でのいわゆる感染事例がございます。これは多分食べてではなくて、ライブバードマーケットなどで感染しているので、全く人獣共通伝染病でないということではないというのが一つ。

今たまたま高病原性鳥インフルエンザはヒトーヒト感染は起こっておりませんが、H3N2とか、香港かぜとか、スペインかぜとか言われるものも、もともと普通の鳥インフルエンザだったものがヒトへの感染性を獲得したもので、これについては消化管での経由の感染はあまり考えられませんが、鳥からヒトへの感染は今後も十分に注意をしていかなければいけないものだと思いますので、丁寧に情報発信をさせていただいているというのが一つです。

一方で、口蹄疫や PED とか、こういうものについては全く家畜の病気なので、参考程度に掲示させていただいて、それについて逆に国民の方々が不安を持たないような意味での情報発信をさせていただいているということと考えております。

○高岡専門委員 鳥インフルに関しては今もお話のとおり、食べては感染しないと言われておりまして、実際にライブマーケット等で鳥に実際に触るような方が感染されている例があるというのは聞いております。食べて影響がないのでしたら、食品安全とはちょっと違うのではないかという気がします。出しても結構なのですけれども、出したときに一番最初のところに、鳥を食べることで感染しませんとか、口蹄疫によって感染しませんということをまず1行目に入れていただいて、こんなことがありますよとか、詳細情報は食品安全委員会とは関係ないので、農水のページをごらんくださいといったような形にすることは難しいのですか。

○姫田事務局長 むしろ食品安全委員会の委員長見解を見ていただいたら、おわかりになるかと思いますが、そこにはかなり大きな字で第1行目に鳥インフルエンザは食べて感染するものではありませんということで、その理由を下に書かせていただいております。特に各省庁はそれを科学的な根拠として使っていただいておりますので、委員のおっしゃったように、まず最初にそのスタイルで書かせていただいております。

○高岡専門委員 どうしても特に鳥インフルに関しては、風評被害で一時期、鳥が全く売れなくなってしまったということがあるものですから、情報発信を慎重にやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

○川西座長 それでは、どうぞ。

○中本専門委員 素朴な疑問ですが、この『食品安全』の特集なのですが、ターゲットは子供でよろしいのでしょうか。その場合は小学校とか子供に届くようなところに配布をさ

れているのか。もしくはこちらの季刊誌のところにある地方公共団体、図書館等に配布をされているのかをお伺いしたいです。

○野口リスクコミュニケーション官 こちらのキッズボックスの総集編は、今まで季刊誌に載せておりましたキッズボックスというコーナーを特集したものでございまして、そのターゲットはもちろんキッズボックスという名前ですので子供さんというのでもあるのですが、大人と一緒に読んでもわかりやすいようにということで作成しております。

配布先につきましては、主に季刊誌を配布しているところが中心ではございますけれども、我々が地方に行って行きますジュニア食品安全ゼミナールとか、そういった子供を対象のところとか、そういったところにも配布をしているところでございます。

○中本専門委員 ターゲットの子供のところに届けるような取り組みは、今後はされないということですか。そもそもこの季刊誌が公共団体にあたりとか、図書館にありますよということだったのですが、私はモニターをさせていただくまで、この存在を全く存じ上げていなくて、とても知名度が低めだとは思いますが、またやられるのであれば、せっかくの子供さんに見せてあげたい冊子ではありますので、もう一度考えていただけるとありがたいです。

○姫田事務局長 今、野口のほうから申し上げたジュニア食品ゼミナールは、具体的に中学校とかでやっていたので、私どもと過去にそれをやっていたところについて、お送りさせていただいているということです。

では、体系立って送ればいいのかということですが、それはなかなか文科省の壁というのがあって、本当は私どもとしては特定の学年全員に配りたいとは思っていますが、それは具体的にはできないという状況にはあります。ですから、私どもと関連のある小学校とか教育委員会、市町村の教育委員会等でもそれを受け入れてくれるところもありますので、そういうところから広げていこうということにしております。

○川西座長 それでは、どうぞ。

○横田専門参考人 1つだけ質問させていただきたいのですが、先ほども出ておりましたが、新たな評価方法の検討というところですが、国際的に考えたら、日本と国際的に違うところがあって、合わせていこうというのは重々理解していますし、当然ながら導入されるべきものかとは思いますが、そういった対策室を新しくつくられるということは重々理解しているのですが、その対策室ができてから、どういった分野というイメージをつくっていくのか。もう既にある程度のイメージ的なものはできているのか。そのあたりの状況を教えていただくと助かります。

○関野評価第一課長 御質問をありがとうございます。まだまだ新年度の話でして、今は検討中ではございますが、とりあえずのイメージとして、お話しできることを申し上げたいと思います。先ほどの自ら評価の案件にもございましたけれども、例えば、アレルギーに関係するような分野ですと、従来ですと、化学物質ですとか微生物といった、もともとのリスクに係る起因物質のような捉え方でリスク評価を行ってきたわけではありますが、アレルギーというのはむしろそういった物質がある中で、ヒトの体で起こり得る状態に対して、どうアプローチをしていくかということで、これまでの評価方法とは違うアプローチが必要かなという部分もあるかと思えます。このあたりに関して、海外でも同じような問題意識のもとに取り組みが結構行われているということがございますので、現時点では、そういった海外の動向、検討状況というものを情報収集しまして、そういったものがいかに国内でのリスク評価の具体的な手法として取り込むことができるか、このあたりをこれから本格的に検討をしていくことになると思います。

加えて、新たな国内でのハザードに対する対処方法のほかに、さまざまな試験成績あるいは試験というものを各種、農薬、添加物を初めとして、ガイドラインで求めているわけですが、そういったものに関しても、できるだけコスト面あるいは時間的なコストも含めて軽減していくということが、全てのリスク評価に関する関係者にとってハッピーな方向だと思いますので、そういった点も含めて海外の動向を見ながら、今、検討を重ねているといった状況でございます。

○川西座長 どうぞ。

○小出専門委員 今のと関連ではないのですが、食品安全委員会は実は食品事業者から見ると、もちろんパブリックコメントとかそういうのは別ですけれども、公式に集められて話を聞いてもらったことがないと。例えば、この専門調査会で私が事業者として、鬼武さんもそうですが、入っていますけれども、食品事業者を集めて情報を組織的に集めるというようなことは、余り考えないのかというのをお聞きしたいです。

○姫田事務局長 今のスタンスで申し上げますと、食品事業者を集めてということになると、当然リスク管理機関がきちんとやってくれるべきものと思っております。ですから、食品事業者の皆さん方に対してのいわゆる私どもからの情報提供というよりは、間接的なことになるかと思えます。

一方で、食品関連事業者というか、この専門調査会そのものが私どもはいわゆるステークホルダーの委員会だと思っております。ほかの専門調査会は全部サイエンティストだけでやっておりますけれども、ここはステークホルダーの皆さん方が入っていただいているということで、ここで意見をお聞きするというのが一つかと思っております。

さらに一方で、食品関連事業者の集まりで私どもの委員なり事務局の職員に話をしろということであれば、それは私どもも是々非々で対応していこうということを考えております。

○小出専門委員 明確なハザードの評価をするというのは、これは当然、第一義的には学術の専門家であったり、あるいは行政がやるべきことだと思いますけれども、例えば、フードディフェンスにかかわるようなことは、食品安全委員会はこれは関係ないよということであれば、それは一つの考え方ではありますが、実際に今、非常に世間を騒がせている異物の混入であるとか、そういうもののリスクにも食品安全委員会がかかわるのであれば、当然いろいろなリスクを、何らかのハザードがあつて、それを食卓まで持ち込まないための技術専門家はある意味で事業者ですから、そういうところの意見を時々定期的に聞くというのは、あらゆる食品安全委員会の活動にとっても役に立つのではないかという思いがあります。

先ほどアレルギーの話があつて、中本専門委員から私にとっても非常に重要な発言がありましたけれども、例えば、恐れ過ぎて恐れるあまりに栄養が摂れないというようなリスクもあるよと。そういうことに関しては、企業にもある意味では学術専門家がいて、企業の自分たちの事業運営の中でかなり突っ込んだ議論なり経験などを持っていますから、どういう形式でも結構ですけれども、事業者から少し話を聞くということを活動の中で取り入れていただきたいと思っております。

○川西座長 どうぞ。

○堀口専門委員 小出さんの言われた事業者向けとはなっていないのですけれども、6ページ一番下の2の(1)ですが、今年度までやっていた連続講座。これは消費者を対象にして食品安全委員会は多分企画をしているけれども、現状としては事業者がたくさん来ていましたね、というのがあつて、それはなぜそういうことが起こったかということ、小出さんが今おっしゃったような、食品安全委員会から直接、事業者を集めたと言ったら変ですけれども、そういうようなものがないから、情報をとりに行こうかなと思ったときに、この連続講座に来ていたのではないかと私は思っています。

あえて別々にするのがいいのかわからないですけれども、そういう意味で読み込み方としては、今年度は「消費者が」と書いてあったのですが、来年度は「消費者等に」と書いてあるので、多分ここに入っているのではないかと思います。

○姫田事務局長 一般的な情報提供ということであれば、私どもは別にホームページが消費者向けというわけでもなく、Facebookでもなく、特にメールマガジンなどはできれば企業の方々にとってほしいと思っておりますし、季刊誌も全ての情報提供ということであれ

ば、それは企業向けということではなくて、全ての全方位向けです。ですから、特別に消費者に重点を置いてやっているわけでも何でもないということでも御理解をいただきたいと思います。

一方で、リスク評価そのものについて御意見をいただくということであれば、リスク管理機関を経由して御意見をいただきたいと思っておりますし、一方で、当初の企業がということであれば、私どもは農薬と動物用医薬品については、企業申請ものについては、まず最初に企業からの意見を聞くのではなくて、当方の質問を1回だけ出席してお話いただくというようなことも始めております。

いずれにしても、ただ一方で、企業のリスク評価に関する意見を直接聞くというのは、そうすると全てのステークホルダーの意見を聞いて、それがリスク評価に反映するべきものかどうかということもございまして、そこは一線を画さざるを得ないと考えております。

○小出専門委員 情報を企業向けに特に出してほしいということを行っているわけではなくて、企業といえますか、食品のフードチェーンにかかわる事業者はそれぞれ技術的な専門家ですから、時にはそういうところの意見をじっくり聞くというのが役に立つのではないかと提言でございます。

○川西座長 この運営計画（案）に何か修正ということではないですね。一般的な考え方というところで。

○小出専門委員 事務局長のお話を聞いて、なかなか難しそうだなというのがわかりました。別に表現は変えなくてもいいです。少しずつ実現しているのだろうなと思っておりますので、積極的にやっていただきたいということです。

○川西座長 ありがとうございます。

そのほかに、どうぞ。

○大瀧専門委員 今、情報提供というお話が出ていますので一言ですけれども、前回、自ら評価には該当しないということで少し議論をされていた酵素という言葉ですが、酵素という言葉の使われ方はとにかくめっちゃくちゃです。デパートの宣伝販売などで話を聞いていますと本当のように聞こえるのですけれども、おかしな話だなと首を傾げたいことが多いです。消費者の健康志向から購買意欲促進のために、次々に本来の意味とは違うような使われ方になってしまっていると思っております。

体の働きを助けたり、パワーのあるようなもののイメージの意味で使われているようだと思いますけれども、中にはビタミンだったり、微生物だったり、酵母だったり、食物繊維

維だったり、ポリフェノールだったり、抗酸化力のある物質だったり、とにかく、ありとあらゆる体に作用するものを酵素と名を打って販売しているように思います。

酵素は生きているという言葉でよく販売されているのですけれども、これは生きているのではなくて含んでいると解釈をすれば、意味が通じると思うのですが、中小の食品企業の方で自社製品の酵素活性をはかってほしいという分析依頼があったりするのですが、よく聞いてみると機能性成分の分析だったり、販売される方も誤解されている部分が多いと思います。

自ら評価の案件に意見を出された方は、おそらく、間違った使われた方をしているから、食品安全委員会に正確なことを情報提供してほしいということなのではないかと私は解釈したのですけれども、メールマガジンなどでお金も時間もかけない方法でこの件については情報提供するのもよいのではと思います。

以上です。

○川西座長 今回の議論と少し違う個別の議論なので、記録にとどめておくということだけにさせていただければと思います。

それ以外にこの運営計画ということについては、もう意見が大体出たようです。それぞれ個別の意見は意見として食品安全委員会のほうで考慮していただくとして、この運営計画自体に関して、先ほどの御意見の中では、ちょうど学術団体との連携について、御発言いただいた有路専門委員とも少し連絡をとって、そこにその意を入れるという修文をするということによろしいですか。

○植木情報・勧告広報課長 私どものほうで、修文も含めて検討するということがかかございでしょうか。

○川西座長 わかりました。

○山本総務課長 事務局で検討しまして、座長と有路専門委員にもお聞きをした上で対応を決めたいと思います。

○川西座長 では、それ以外はこの形で、その部分は宿題ということで、運営計画そのものの案文はこのまま、お認めいただいたことにしたいと思います。その点も含めて、食品安全委員会に対する報告の体裁等については、私のほうに御一任いただくということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)



○川西座長 では、そのような形で進めさせていただきます。

残りは「その他」を除いて、(3)「平成 26 年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成 27 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について」。これはまず事務局から説明をお願いします。

○山本総務課長 それでは、資料 3-1 と 3-2 に基づき御説明します。

まず、3-1 をおめくりいただければと思います。「平成 26 年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書(案)」でございます。

1 ページ目にある「はじめに」のところは、以前この調査会でも御議論をいただきました 26 年度の緊急時対応訓練の重点課題を記載しております。課題は 2 つありまして、1 点目が「関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化」。2 点目が「緊急時対応マニュアル等の実効性の向上」でございます。

2 枚目からが、実施状況でございます。1 点目に、緊急時対応手順研修といたしまして、昨年 4 月に人事異動による転入者等を対象に、手順書に基づく手順、各課の主な役割等について理解をしてもらうための研修を行っております。

次に、ホームページ掲載研修ということで、5 月～6 月にかけて、担当以外の職員であっても夜間休日等、ホームページで情報が立ち上げられるような研修を実地で行っております。

3 点目に、メディア対応研修でございまして、目的は報道関係者や消費者に対してわかりやすく、かつ正確に情報を提供することとございまして、具体的には 3 ページにありますように、毎日新聞編集委員の小島さんに来ていただきまして、記者やメディアの視点であるとか、記事はどうやってつくられるか、食安委に求められることなどについて、基礎的な講義をお願いしております。その後で、メール研修ということで、ある課題に対してプレスリリース案をつくり、その後、他の職員が採点を行うという研修を行いました。11 月には、先に講演をしていただいた小島さんのほか、この専門調査会の中から河野専門委員、堀口専門委員にもお越しをいただきまして、講評等をいただいたところでございます。

4 ページに、実践研修がございます。委員及び事務局職員を対象に 11 月に実施をしておりますけれども、4 つのグループをつくりまして、それぞれある仮想のシナリオについてのプレスリリース資料をつくり、その後、模擬記者会見をするという研修でございました。小島さん、河野専門委員、堀口専門委員のほか、新聞社、テレビ局から一人ずつ記者の方にお越しいただき、質問等をしていただき、最後は講評をいただいたところです。

確認訓練につきましては、12 月 25 日に丸一日かけて、消費者庁を取りまとめとしながら、食品安全委員会、厚労省、農水省の 4 省庁で実施をしました。5 ページの枠囲みのところがそのシナリオでございますが、今回のハザードはシアン化合物でございまして、工場で製造されたサラダに汚染されていて被害が報告されるというもので、厚労省発で情報が流れてくるというシナリオでございまして、シナリオ自体が時々刻々と内容が変化をし、

被害報告事例が広がり、重篤患者が死亡するといったような展開のもとでのシナリオでございました。

前年度の訓練と異なる点は、今回は4省庁でシナリオを非提示で実施をしたということと、それから、それぞれの省庁で別々に記者会見をするのではなくて、消費者庁に集まり、関係省庁も来て記者会見を行ったという点でございました。

6ページからが検証でございます。各段階の訓練ごとの検証を見ていきますと、まず、研修の内容はおおむね適当であるというのがどの段階でも言われておりまして、特に最初の手順検証、ホームページ掲載研修については、12月の確認訓練においてもおおむね適切に実施をされたという評価がされております。

「(3)メディア対応研修」につきましては、講師の講義内容と、今回はメディア関係者に加えまして、消費者団体、クライシスコミュニケーションの有識者が参画いただいたことについては、多様な視点からの講評・助言をいただくことができたという意味で高い評価がされております。

一方、今後の改善につながる意見としては、今まで従来やってきたような、訓練が食品安全委員会の役割に対応した研修になっているかどうかという点では、より食安委に期待される役割に今後重点を置いて訓練を行う時期に来ているのではないかとといったような指摘もございました。具体的には、限られた時間の中でハザードの毒性等について、情報収集整理をできるだけ精緻に行えるかどうかという評価機関ならではの力量を試されるような訓練を強化すべきということが指摘されております。

7ページも同様の趣旨での意見が出ているということでございます。

「(4)確認訓練」のところでは、全体的には食安委におきましてはスムーズに流れていたという評価であったと思えますけれども、他省庁との連携の関係で、合同記者会見が単独ではできないような相乗的な効果を上げていたのか、あるいは8ページになりますけれども、他省庁でもシナリオは非提示で行っておりますが、うまくいったのかといった点について、関係省庁とよく検討していきたいと思っております。

8ページ、「ウ 事務局内の情報共有について」が最も課題として多く指摘された項目でございます。シナリオが時々刻々と動いている中で、情報をいかに短時間でわかりやすくまとめるかということが、なかなか難しかったというのがございました。昨年も問題点が指摘されたので、26年度の訓練ではそれだけを見ればわかるようにということで電子掲示板に特別のページをつくって、実際に運用をされたわけでございますけれども、それに加えて、大量の情報を誰かが常に張りついてコンパクトにわかりやすくまとめる機能を設けないとなかなか機能しないという反省が出てきております。

「オ 訓練シナリオについて」につきましては、より難しいケースも含めて訓練をしていくということと、内部のスタッフだけで情報を作成できないこともあるわけでございます。今後は外部専門家の知識も活用できるような備えがあったほうがよいという御意見も出ました。

以上をまとめましたのが、10 ページでございます。(1)としては、今回の訓練結果において明らかになった課題、特にリスク評価機関としての役割に即した情報発信力の強化に留意をし、訓練方法の改善を行いつつ、今後も継続的に実施する必要があると確認されたとしています。

訓練の体系としては、実務研修と確認訓練の2本立ての研修を引き続き同様の形で実施をする必要があるとしております。

2のところ、助言内容や検証結果から得られた改善点については、手順書等に的確に反映させるということ。

3が、今後の緊急時対応に係る改善すべき課題として、3つ上げております。(1)がリスク評価機関として期待される役割に鑑みた訓練の強化。(2)は、引き続き関係省庁と合同で行うということ。(3)は、その役割とも絡みますけれども、記者会見対応の見直しや、特に多くが問題として挙げた情報整理に関するルールや役割分担を検討し、その結果をマニュアルに反映させるということを記載しております。

それを受けて、資料3-2、来年度の訓練計画(案)につきましては、基本方針としては2つ目の段落に書いてありますように、前年度までの訓練の成果を生かしつつ必要な改善を行った上で、引き続き訓練を実施するとしております。「2 重点課題」につきましては、26年度と同様でございますけれども、組織能力の強化とマニュアル等の実行性の向上の2つの課題を置いております。スケジュールにつきましては、4月から始めて11月までかけて、最後は確認訓練として関係省庁と合同で行っていくとしております。

説明は以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

ただいまの報告、訓練計画、これについて何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○戸部専門委員 ありがとうございます。実施結果の検証をすごく細かくされていて、いいなと思ったのですが、8ページの「エ 情報提供資料、問合せ対応について」の3つ目のポツに、プレスリリースをつくるのに厚労省のプレスリリースから2時間遅れて出てきたということなのですが、スピードアップが必要という結果が得られているのですが、これは何か理由とか、あるいはどれくらい短くできるのかというあたり、その分析はどうなのでしょう。

○植木情報・勧告広報課長 御説明いたします。プレスリリースはホームページに情報をアップするという作業ですけれども、今、食品安全委員会が使っていますホームページは非常に操作性が悪いといえますか、大分古いものでございまして、本当に下手すると1時間とかかかってしまいのですので、とてもそれでは職員の負担も多いですし、迅速的な対応ができないので、ホームページを動かしているCMSというソフトを新しくすることとし

て、今、改善してございまして、今年度中には改善されると思いますので、そうすれば、もっと迅速にホームページに上げられると。これはハード面での制約でございまして、それは改善するように、今、措置をしているということでございます。

○川西座長 ありがとうございます。

ハード面以外には問題がないと。質問が悪かったかもしれません。

○植木情報・勧告広報課長 ハード面以外での問題についても、なくなるように頑張りたいと思います。

○川西座長 失礼しました。

ほかに何かございますか。どうぞ。

○田崎専門委員 7ページの「ウ 実践研修について」の2ポツ目で、小島編集委員からプレスリリースの内容が、食品安全委員会が本来すべきプレスリリースの内容と異なっている旨の御意見が書いてありますけれども、実際にリスク管理部門ではプレスリリースをしているわけで、そこら辺の違いといいますか、食品安全委員会からプレスリリースすべき内容につきましては具体的にもし、今後の方向性等がわかっていたら教えていただければと思います。いかがでしょうか。

○植木情報・勧告広報課長 どうしてもマスコミの方とか一般の方は、危機が起こった場合に被害の状況とか、実際にどういう規制をしているのかということを知りたいということで、そういう質問が多いのですけれども、他方、今お話にあったように、そういうことはリスク管理機関のほうで取り組んでいるわけでございます。

それでは、リスク評価機関としては何をすべきかということですが、一昨年、マラチオンの事件があった場合には、マラチオンはどういうものなのかということがなかなかわからなかったので、私どものほうではマラチオンとはどういうものかということ海外の文献も含めて、簡潔に整理してホームページに掲載したことがございました。そういう意味で、私どもはハザードに関して、それはどういうものなのか、どういう毒性があるのかということを中心にきちんと迅速に調べて提供するということが一つの役目なのかなと思っております。そういう点をもう少し重点化すべきではないかというのが、この言っているところでございます。

○田崎専門委員 ありがとうございます。

○川西座長 ほかにございますでしょうか。

それでは、大体質問が出たかと思しますので、この報告書（案）と計画（案）については、特に変更はないということにさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、本件につきましても、食品安全委員会への報告の体裁等については、私のほうに御一任いただくということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○川西座長 では、そのような形で進めさせていただきます。

（４）「その他」でありますけれども、事務局のほうから何かその他はございますでしょうか。

○山本総務課長 ございません。

○川西座長 それでは、以上により、本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆様方から、何かその他というのはございませんね。

それでは、次回の日程についてはどのようになっていますでしょうか。

○山本総務課長 次回でございますが、5月14日木曜日を予定しております。現在、リスクコミュニケーションのあり方に関するワーキンググループで議論をさせていただいておりますけれども、それを受け、リスクコミュニケーションのあり方に関する報告書について御審議をいただく予定です。

○川西座長 それでは、以上をもちまして、本日第13回「企画等専門調査会」を閉会いたします。

迅速な議事進行に御協力をいただきまして、まことにありがとうございます。